

【勝訴版】

声 明

生活保護費引下げ取消訴訟（愛媛・人間らしく生きたい裁判、いのちのとりで裁判）松山地裁判決について

2025（令和7）年 2 月 28 日
愛媛・人間らしく生きたい裁判原告団
愛媛・人間らしく生きたい裁判弁護団
いのちのとりで裁判愛媛アクション
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げに NO! 全国争訟ネット

本日、松山地方裁判所民事第一部（古市文孝裁判長）は、生活保護基準引下げの取消を求めた事件において、各処分（生活保護費引下げ）の違法性を認め取り消すという原告ら勝訴の判決を言い渡した。

本訴訟は、2013 年から 3 回に分けて行われた生活保護基準の引下げを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消しを求め、愛媛県内の 42 人の生活保護利用者が各自治体を被告として訴えた行政訴訟である。全国 29 都道府県で闘われており、本訴訟は地方裁判所で 19 番目の勝訴判決である。高等裁判所では 5 件中 2 件の勝訴判決が出されており、名古屋高裁では国家賠償まで認めている。直近では、福岡高裁が、地裁判決を覆し、逆転勝訴の判断を行っている。高裁判決後、そのすべてが最高裁に係属し、または上告されている。

本判決が、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣の裁量を限定したことは、生活保護制度についての正しい理解に基づくものとして、高く評価することができ、本件各引下げ処分について、厚生労働大臣の裁量の逸脱・濫用があり違法と認定したことは、本件のみならず今後の保護基準の引下げについても一定の制限を課したものとして、極めて重要な意味をもつものである。

県内の原告らは、10 年以上の長きにわたり法廷の場に立ち続けた。多くが高齢で、かつ病気や障害を抱えた人たちである。裁判の途中で、入院せざるをえなくなる者や、無念を残し亡くなった者もいる。もともと生活保護利用者が権利を主張することにスティグマが強い県内で声を上げることは並大抵のことではなく、またこの 10 年間は、コロナ禍、異常な物価高と予想しえない社会情勢の変化も大きかった。原告らは勝訴を喜ぶとともに、この長い司法でのたたかいに終止符を打つことを望んでいる。司法判断を尊重し、国および地方自治体は、原告の訴えに耳を傾けていただきたい。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013 年引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求める。

以上